

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」—新旧対照表—
 (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

別添

改正後（新）	改正前（旧）
<p>平成16年3月12日 雇児発第0312001号 社援発第0312001号 老発第0312001号</p> <p>一部改正 平成16年5月14日 雇児発第0514001号 社援発第0514001号 老発第0514001号</p> <p>一部改正 平成17年1月28日 雇児発第0128001号 社援発第0128001号 老発第0128001号</p> <p>一部改正 平成19年3月30日 雇児発第0330003号 社援発第0330004号 老発第0330004号</p> <p>一部改正 平成21年6月1日 雇児発第0601003号 社援発第0601004号 老発第0601002号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長</p>	<p>平成16年3月12日 雇児発第0312001号 社援発第0312001号 老発第0312001号</p> <p>一部改正 平成16年5月14日 雇児発第0514001号 社援発第0514001号 老発第0514001号</p> <p>一部改正 平成17年1月28日 雇児発第0128001号 社援発第0128001号 老発第0128001号</p> <p>一部改正 平成19年3月30日 雇児発第0330003号 社援発第0330004号 老発第0330004号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</p> <p>社会福祉施設における運営費（措置費）（以下「運営費」という。）の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）により行われてきたところであるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人（以下「法人」という。）の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度（平成16年度分）運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第39号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。</p> <p>1 運営費の弾力運用が認められる要件について （略）</p> <p>2 対象施設について（別表2） （略）</p> <p>3 運営費等の使途範囲について （1）～（2） （略）</p> <p>（3）運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等（別表3）の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</p> <p>社会福祉施設における運営費（措置費）（以下「運営費」という。）の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）により行われてきたところであるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人（以下「法人」という。）の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度（平成16年度分）運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第39号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。</p> <p>1 運営費の弾力運用が認められる要件について （略）</p> <p>2 対象施設について（別表2） （略）</p> <p>3 運営費等の使途範囲について （1）～（2） （略）</p> <p>（3）運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等（別表3）の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(4) 略</p> <p>4 前期末支払資金残高の取扱いについて (略)</p> <p>5 運営費の管理・運用について (略)</p> <p>6 法人の事業経営に係る指導監督について (略)</p> <p>(別表1) (略)</p> <p>(別表2)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)による児童福祉施設(保育所を除く。)、児童自立生活援助事業(「児童自立生活援助事業の実施について」(平成10年4月22日雇児発第344号)に基づく事業)を行つための施設(以下「自立援助ホーム」という。)及び小規模住居型児童養育事業(「小規模住居型児童養育事業の運営について」(平成21年3月31日雇児発第0331011号)に基づく事業)を行つための施設(以下「ファミリーホーム」という。)</p> <p>(別表3)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 児童福祉関係施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童館 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設</p>	<p>(4) 略</p> <p>4 前期末支払資金残高の取扱いについて (略)</p> <p>5 運営費の管理・運用について (略)</p> <p>6 法人の事業経営に係る指導監督について (略)</p> <p>(別表1) (略)</p> <p>(別表2)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)による児童福祉施設(保育所を除く。)</p> <p>(別表3)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 児童福祉関係施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童館 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 自立援助ホーム ファミリーホーム 次の事業を行うための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育対策等促進事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号）中別添1、5の3（1） ・「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」（平成9年6月5日児発第396号）中別添9 ・「子育て短期支援事業の実施について」（平成15年6月18日雇児発第0618004号） <p>7 （略）</p>	<p>知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター</p> <p>次の事業を行うための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育対策等促進事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号）中別添1、5の3（1） ・「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」（平成9年6月5日児発第396号）中別添9 ・「子育て短期支援事業の実施について」（平成15年6月18日雇児発第0618004号） <p>7 （略）</p>